

基山町議会基本条例（逐条解説）

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第2条・第3条）

第3章 町民と議会の関係及び連携（第4条）

第4章 町長等と議会の関係（第5条—第8条）

第5章 合議機関としての議会（第9条）

第6章 議会改革の推進（第10条）

第7章 議会及び議会事務局の体制整備（第11条—第16条）

第8章 災害時の議会对応（第17条）

第9章 議員の身分、待遇及び政治倫理（第18条・第19条）

第10章 最高規範性及び見直し手続（第20条—第22条）

附則

（前文）

基山町は、日本最古の朝鮮式山城である国指定特別史跡の基肆城跡がある基山（きざん）を望み、豊かな自然環境の中で先人たちが悠久の歴史と文化を育んできた。

そして今日、地方自治は大きな社会の潮流の中でその自主性、自立性が問われる時代を迎え、真の地方自治の実現を目指していかなければならない。

基山町議会は、日本国憲法に定める地方自治の本旨に基づき、二元代表制の一翼を担う議会の機能を高めることにより、町民福祉の更なる向上を目指すことを基本理念とする。また、町政の意思決定機関として、その権能を最大限に発揮できるよう、自らの果たすべき役割と責務の重要性を改めて認識し、町民の負託に応えていく決意である。

よってここに、基山町議会の最高規範としてこの条例を制定する。

【解説】

前文では、基山町の歴史的特徴をはじめ、地方自治体及び議会を取り巻く時代背景を述べるとともに、議会が自ら果たすべき役割や責任を認識し、議会における最高規範として本条例を制定することを明文化しています。

二元代表制とは、地域住民が町長と議員を別々の選挙で選び、独立・対等の立場で自治体運営を行うことをいいます。

基本理念とは、議会が二元代表制の下、町民の代表としてその負託と信頼に応え大局的な視点から意思決定して行動することをいいます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、基山町議会（以下「議会」という。）が果たすべき自主的かつ自律的な運営を実現するための基本的な事項を定め、議会の役割を明確にするとともに、町民全体の福祉向上と豊かなまちづくりの進展に寄与することを目的とする。

【解説】

本条は、豊かな町民生活の実現と町政の発展に寄与するため、議会が果たすべき役割を明確にするとともに、議会運営の基本的事項を定めることを明らかにしています。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、町民の代表機関であることを自覚し、町民参加の機会の拡充を図り、公正性、透明性及び信頼性を確保し、その責務を果たすよう活動する。

2 議会は、町民本位の立場から適正な町政運営が行われているかを監視し、様々な施策等が適切に執行されているか検証するとともに、その活動内容を町民に提供し、説明責任を果たす。

3 議会は、町民の期待に応え、その責務を果たすため、議会運営の現状や課題を分析し、町民の意思に合致した議会活動を行えるよう、継続的に改革に取り組む。

【解説】

議会は、町民の代表機関であることを自覚して、町政運営の監視や町民へ活動内容の説明責任等の責務を果たし、議会活動の継続的な改革に取り組むことを定めています。

(議員の活動原則)

第3条 基山町議会議員（以下「議員」という。）は、議会が合議制の機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を行う。

2 議員は、町政の課題及び町政に関する広範な情報収集、調査研究を行い、活動する。

3 議員は、町が直面する諸課題に的確な判断ができるよう、自らの資質の向上を行う。

4 議員は、視察研修等の活動を終えた時点で遅滞なく、議長に報告を行う。

【解説】

議員は、議会が合議制の機関であることを認識し、町政の課題解決に向けた活動を果たし、そのための的確な判断ができるよう研修に参加するなど自らの資質向上を行うことを定めています。

第3章 町民と議会の関係及び連携

(町民参加及び町民との連携)

第4条 議会は、町民に対し、議会の活動に関する情報公開を積極的に行い、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）及び全員協議会を原則公開とする。

3 議会は、請願及び陳情を町民による政策提案と位置付けるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けるものとする。

4 議会は、議会報告会を開催し、議会の説明責任を果たすとともに、意見交換を通して広く町民の意見を聴取し、政策提案を行うものとする。

【解説】

議会は、議会活動の積極的な情報公開と町民に対する説明責任を果たすとともに、会議の原則公開、町民からの請願・陳情を政策提案と位置付け、多様な町民の意見を聴取する場として議会報告会の開催を定めています。

全員協議会とは、町政全般や議会の運営に関する事項等を協議するため、全議員で行う会議のことです。

議会報告会とは、議会の広報広聴の機能を果たすため、町民と直接対話する会のことです。

第4章 町長等と議会の関係

(町長等と議会及び議員の関係)

第5条 議会の本会議における町長その他の執行機関（以下「町長等」という。）への一般質問は、広く町政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行う。

2 議長から本会議及び委員会への出席を要請された町長等は、議員の質問に対して議長又は委員長の許可を得て、反問することができる。

【解説】

論点、争点を明確にするため、議員の一般質問は一問一答方式で行うことを定め、町長等は、議員の質問に対して逆質問できると定めています。

一問一答方式とは、制限時間内に1つの質問項目ごとに質疑・答弁を繰り返すことができる方式です。

(政策等の形成過程の説明)

第6条 議会は、町長が提案する計画、政策、施策及び事業（以下「政策等」という。）について、議会審議における論点を明確にし、その政策等の水準を高めるため、町長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう説明を求める。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の政策案等との比較検討
- (4) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (5) 総合計画との整合性
- (6) 関係ある法令及び条例等
- (7) 政策等の実施に関わる財源措置
- (8) 将来にわたる政策等の費用及び効果

2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たり、それらの政策等の水準を高める観点から、立案又は執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議を行う。

【解説】

議会は、町長等が提案する重要な政策等について、政策水準を高める議論を行うため、町長等に対し、政策等の決定過程等を明らかにするよう説明を求めると定めています。

(予算及び決算における政策説明)

第7条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を町長に求める。

【解説】

議会は、予算や決算を審議するに当たっては、前条の規定に準じて、町長等に対し、分かりやすい説明資料を求めると定めています。

(議決事件)

第8条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の議会の議決事件については、その拡大に向け、議会の監視機能上の必要性和町長の政策執行上の必要性を比較考量の上、別に条例で定める。

【解説】

議決事件とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項で掲げられた条例を設け又は改廃すること、予算を定めること、決算を認定することなど、15の事件を言います。同条第2項では前項に定めるものを除くほか、議決すべき事件を定めることができます。

基山町議会は、現在、基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止について議決すべき事件として定めています。今後、議決すべき事件について拡大を図っていきます。

第5章 合議機関としての議会

(自由討議)

第9条 討論の場であり合議機関である議会では、議員相互間の自由討議が尊重されなければならない。

2 議会は、委員会等において議案、請願及び陳情に関して審議し、結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くすよう努める。

【解説】

議会は合議制の機関であることから、議員間の自由討議が尊重され、委員会等や請願及び陳情に関しても議員相互間の議論を尽くすように定めています。

自由討議とは、委員会等において町政に関する重要な政策等に対して、議員同士で共通の認識を高め、論点及び問題点を明らかにし、少数意見を尊重しながら議員間で議論を行うことです。

第6章 議会改革の推進

(議会改革機関の設置)

第10条 議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会改革機関を設置する。

2 議会は、必要があると認めるときは前項の議会改革機関に学識経験を有する者等の出席を求め、意見を聴くことができる。

【解説】

議会は、これまで町政の課題等に適切かつ迅速に対応するため、議会改革に取り組んできました。今後も時代に即した町民に分かりやすい議会運営を推進していくため、継続的な議会改革に取り組むことを定めています。

第7章 議会及び議会事務局の体制整備

(議会の適切な運営)

第11条 議会は、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題等に迅速かつ適切に対応するため、委員会の調査研究活動を充実強化するとともに、政策立案及び政策提言を行うものとする。

【解説】

議会は、新たに生じる行政課題等に対し、迅速かつ適切に対応するため、各委員会を設置し効率的な審議を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うものと定めています。

(附属機関の設置)

第12条 議会は、町政の課題に関する調査のために必要があると認めるときは、議決により、学識経験者等で構成する附属機関を置くことができる。

2 前項の附属機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。

【解説】

附属機関とは、与えられた課題に対し、学識経験者等が自由に発言できる機関です。議会活動の課題等を検討し、政策提言をしていくためには、議会が一方的に意見を聞くための公聴会や参考人制度もあります。

(議会図書室の充実、公開)

第13条 議会図書室は、誰もが利用できる。

2 議会は、議員の審議及び調査研究に資するため、議会図書室の充実に努める。

【解説】

議会図書室は、地方自治法第100条第19項において、地方議会に設置することが義務付けられており、議員の政策立案及び一般質問等に資する適切な情報提供を行うとともに、誰もが利用でき、充実していくよう定めています。

(議会事務局の体制整備)

第14条 議会は、議会及び議員の政策形成・立案機能を高めるため、議会事務局の調査・法務機能を積極的に強化する。

2 議長は、議会事務局の職員人事に関し、その任命権を行使するものとし、あらかじめ町長と協議する。

【解説】

議会、議員の政策形成、立案機能の向上のため、議会事務局の法務及び財務等の調査機能の強化、体制整備を図っていくことを定めています。

(議員研修の充実強化)

第15条 議会は、議員の政策形成及び立案機能の向上のため、議員研修の充実強化を図る。

2 議会は、広く各分野の専門家等との交流及び議員研修を積極的に行う。

【解説】

議員の政策形成能力や立案能力の向上を目的とした議員研修の充実強化を図るとともに、各分野の専門家等を招いた議員研修等を積極的に行うことを定めています。

(議会広報及び広聴の充実)

第16条 議会は、町政に係る重要な情報を議会の視点から、「議会だより」を通じて町民に対して周知を行う。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、積極的な広報及び広聴に努めるとともに、それらの活動を通じて町民の声を議会活動に反映するものとする。

【解説】

町民の意思を議会活動に反映し、町民福祉の向上を図るため、議場や委員会室での傍聴だけでなく、議会だより、本会議の録画配信、ホームページなどの多様な媒体を活用して積極的な広報及び広聴に努め、町民に開かれた議会の実現を目指して活動するものと定めています。

第8章 災害時の議会対応

(災害発生時の議会対応)

第17条 議会は、災害時においても、議会機能を的確に維持しなければならない。

2 災害時の議会の行動基準等に関しては、議長が別に定める。

【解説】

災害時における議会機能の的確な確保について定めています。

第9章 議員の身分、待遇及び政治倫理

(議員定数及び議員報酬)

第18条 議員定数及び議員報酬は、別に条例で定める。

【解説】

議員定数及び議員報酬の改正にあたっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して町民の意見を聴取することとします。

(議員の政治倫理)

第19条 議員は、公職者として、その倫理性を常に自覚し、自らを律しなければならない。

【解説】

議員は、選挙によって選ばれた者として、その品位と名誉を損なうことがないように行動するよう定めています。

第10章 最高規範性及び見直し手続

(最高規範性)

第20条 この条例は、議会運営における最高規範であって、議会は、この条例に違反する議会の条例、規則等を制定してはならない。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行わなければならない。

【解説】

本条例は、基山町議会における最高規範であると定め、一般選挙を経た任期開始後に速やかにこの条例の研修を行わなければならないと定めています。

(議会及び議員の責務)

第21条 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則等を遵守して議会を運営し、もって町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責任を果たさなければならない。

【解説】

議会及び議員は、この条例を遵守して、議会運営を図る責務があると定めています。

(見直し手続)

第22条 議会は、この条例の施行後、町民の意見、社会情勢の変化等を常に勘案して必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直しを行う。

2 議会が、この条例を改正しようとするときは、本会議において改正の理由及び背景を説明しなければならない。

【解説】

議会は、この条例の施行後において、この条例の目的が達成されているかを検証し、必要があると認めるときは、この条例の見直しを行います。また、この条例を改正するときは、公開の場である本会議において改正理由を説明することを定めています。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。